

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	平成30年7月10日 午前9時30分から 午前10時5分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課1）宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、久保田同課主幹兼課長補佐、中村同課都市計画係長、清水市民環境部次長兼産業振興課長、塩味同課主幹兼課長補佐 （担当課2）田中下水道課長、松本同課長補佐、細野同課下水道管理係長、西田同課同係主査 （担当課3）目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長、望月同課主幹兼課長補佐、小川同課介護保険係長、芝垣同課同係主任（事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課政策企画係長、江原同課同係主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長
会 議 内 容	1 幸町三丁目地区の都市計画の変更について 2 陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について 3 朝霞市指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について
会 議 資 料	・幸町三丁目地区の都市計画の変更について ・幸町三丁目地区 用途地域・準防火地域・地区計画の変更にかかる新旧対照図 ・幸町三丁目地区地区計画（案） ・陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について ・新座市と朝霞市との間の下水の処理に関する事務の委託に関する規約（案） ・陸上自衛隊 朝霞駐屯地 案内図 ・朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

	を定める条例（案）（概要） ・朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案） ・みんなのあんしん介護保険	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

## 【議題】

### 1 幸町三丁目地区の都市計画の変更について

#### [説明]

(担当課 1 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

それでは、幸町三丁目地区の都市計画の変更についてご説明致します。お手元の資料の表紙をおめくりください。

1 頁上段の黒枠内でございますが、本地区、旧朝霞第四小学校跡地は、本年 6 月に修正した都市計画マスタープランにおいて、国道 254 号に面する立地特性を生かした工業系の土地利用の誘導を図ることとしています。

このため、地域経済の活性化、雇用の創出に資する先端産業を立地誘導し、工業系の土地活用を図るため、用途地域を変更するとともに、市街地の防災性の向上と周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るため、準防火地域の指定及び地区計画の決定の都市計画変更を行うことについてお諮りするものでございます。

次の 1 では、これまでの経緯及び変更理由を記載しております。

次に 2 「変更・決定内容」につきまして、ご説明いたします。

(1) の用途地域の変更と (2) の準防火地域の決定でございますが、3 頁の新旧対照図をご覧ください。

左側が変更前、右側が変更後の内容を示した図面となっております。

はじめに、用途地域の変更は、左側の黄緑色の第一種中高層住居専用地域から、図面右側のとおり、青色の工業地域へ変更するものでございます。

具体的には旧四小跡地の敷地のほか、国道 254 号の南側半分及び敷地西側の道路部分を含んだ範囲で設定し、面積は約 3.4 ヘクタールでございます。なお、建蔽率と容積率に変更はございませんが、準防火地域を指定する黒斜線部分の約 3.2 ヘクタールに地区計画を設定いたします。

続きまして、地区計画の決定につきまして、ご説明いたします。4 頁の幸町三丁目地区地区計画（案）をご覧ください。

資料の左側が地区整備計画の内容、右側が地区整備計画図となっております。主な地区整備計画の内容でございますが、右側図面の茶色の部分、旧四小跡地の西側の道路について、区画道路 1 号に位置づけ、現況幅員約 6～7 メートルを旧 4 小跡地側に拡幅し、幅員 8 メートルに拡幅整備いたします。

次に、右側図面の緑色の部分でございますが、緩衝緑地 1 号といたしまして、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目指すため、旧四小跡地の敷地境界に沿って幅員 5 メートルの緩衝帯を設けるものでございます。なお、車両の出入口等や企業活動を営む上で安全上、保安上必要なものについては除くものとしております。

次に、「建築物の用途の制限」では、本来、工業地域で立地が可能となる建築物のうち、土地利用の方針に基づき、工業系を主体とした土地利用を目指すこと、また、周辺環境との調和に配慮する観点から立地を規制する建築物を定めるものでございます。なお、4の保育所、5の物販販売業を営む店舗、6の飲食店につきましては、当該地区にて事業を営む企業の関係者の用に供する場合を除き建築してはならないとしており。したがって、進出する企業が従業員等の福利厚生施設として設置する、保育園、社員食堂、売店は建築可能でございます。

次に「壁面の位置の制限」につきましては、地区施設として位置づけた区画道路と緩衝緑地の機能を担保するため、建築物の建築を規制するものでございます。

次に「壁面後退区域における工作物の設置の制限」につきましては、区画道路の機能を担保するため、工作物の設置を規制するものでございます。

以上が、地区計画の案でございます。

2頁をご覧ください。これらの都市計画の変更案につきましては、本年5月19日に開催した市民説明会で説明いたしました。出席された皆様からは、主に経済効果や環境・施設整備関係についてのご質問や要望をいただきましたが、今回の都市計画変更の核となります工業系への土地活用の転換につきまして、反対意見等は特にございませんでした。

また、次の4「都市計画変更の原案の縦覧等」につきまして、5月25日から6月8日までの期間で実施いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。

最後に5「今後のスケジュール」でございますが、都市計画法に基づく県知事協議が終了し、都市計画の案の縦覧を7月12日から2週間、その後、都市計画審議会を経て、8月上旬頃に都市計画の決定・告示を予定しております。

説明は以上でございます。

[平成30年7月2日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は7月2日に行われた政策調整会議において審議し、その主な質疑と結果について報告する。

旧朝霞第四小学校前の歩道橋はどうなるのかという質問に対し、歩道橋は県が管理しており、このまま使っていく予定である。

区画道路1号は、市の道路になるのかとの質問に対し、この道路の所有者は、国と東京都水道局である。小学校跡地側に約1～2メートル拡幅し8メートルで整備する。現在、国と都水道局と市道路認定について協議を行っている。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

[質疑等]

なし

[結果]

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について

[説明]

(担当課 2 : 田中下水道課長)

それでは、「陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について」をご説明させていただきます。

まず、配布資料の最後のページをご覧ください。赤の一点鎖線で囲われた場所が、陸上自衛隊朝霞駐屯地となり、オレンジ色で塗られているところが朝霞市、斜線の部分が新座市になります。駐屯地内には、他に和光市、東京都練馬区があります。

なお、県内3市は、汚水と雨水を分けて排水する分流式ですが、東京都は、汚水と雨水を一緒に流す合流式となっております。

また、朝霞駐屯地は、市街化調整区域にありますが、公共下水道の全体計画区域内に位置し、供用開始区域に隣接しております。朝霞市といたしましては、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全につながることから、朝霞駐屯地からの汚水を受け入れたいと考えております。

受入にあたっては、朝霞駐屯地は、公共下水道の区域外にありますので、区域外流入の手続きが必要となります。本市の区域外流入につきましては、先ほど申し上げたとおり、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全につながることから、「朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例」を制定し、区域外流入の制度を運用しております。その実績としましては、東洋大学朝霞キャンパス、朝霞厚生病院、TMGあさか医療センターなど約100件あり、今年度もあさか野農業協同組合の区域外流入を予定しております。

今回、庁議にお諮りしたい内容は、朝霞駐屯地内の新座市分の汚水を、朝霞市に流すにあたり、新座市が、朝霞市に汚水処理の事務を委託することについてと、朝霞市が、新座市の汚水処理の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14に基づく、「事務の委託」の議案を、本年9月議会に、新座市と朝霞市が同時に上程したいと考えております。そのため、議案上程前に、新座市の汚水処理の事務を、朝霞市で受託することについてお諮りするものでございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。「1 背景」をご覧ください。朝霞駐屯地の敷地面積の総合計は、約90ヘクタールで、朝霞駐屯地の全ての汚水を、浄化槽で処理し、越戸川に放流しております。

しかしながら、平成26年6月の集中豪雨により、浄化槽が水没するなどして、汚水が越戸川に流出する事故があったため、朝霞駐屯地は、公共下水道への接続を希望して

おります。

次に、「2 公共下水道への接続」をご覧ください。朝霞駐屯地の公共下水道の接続につきましては、地域住民の生活環境の保全につながることから、公共下水道への接続について、関係団体と協議してまいりました。

その結果として、公共下水道への接続は、それぞれの自治体での対応を原則とし、和光市、練馬区分はそれぞれの自治体で対応いたします。

しかし、新座市分においては、新座市の既存の下水道本管が、朝霞駐屯地の近くまで布設されていないことや、朝霞駐屯地内の既存の排水管が、地形勾配と同様に、朝霞市へ流下していることから、新座市分についても、朝霞市に排水したいと、朝霞駐屯地から要望がありました。

また、新座市と朝霞市との協議においても、朝霞駐屯地内の既存排水管が、新座市の区域から、朝霞市の区域に流入するよう整備されていることや、新座市と朝霞市の終末処理場が埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターで同一であることと、公共下水道に接続すると、浄化槽に比べて高度な汚水処理を進めているため、公共用水域の水質の保全に資することができるものと考えました。

なお、2ページの上段の表が「朝霞駐屯地の面積割合」の表でございます。朝霞市56.5%、新座市8.2%、和光市29.7%、練馬区5.6%となっております。今回、汚水を受け入れる新座市分の面積割合は、全体の約8%でございます。

また、朝霞駐屯地からの、朝霞市の公共下水道への接続方法につきましては、朝霞駐屯地内で調整槽を新設し、朝霞市内にある、既存の下水道施設の能力に合わせて、汚水を流すものでございます。そのため、新たに朝霞市において、管渠の布設工事等は発生いたしません。

次に、「3 議決をする理由」をご覧ください。朝霞駐屯地内の、新座市分の汚水を、朝霞市が受けることについては、地方自治法第252条の14の「事務の委託」に基づき、新座市の汚水処理の事務を、朝霞市で受託するものであるため、議会の議決を経る必要がございます。なお、新座市においても議会の議決を経る必要があることから、本年9月議会に、議案を同時に上程したいと考えております。

次に、「4 事務の委託の内容」と資料4ページの規約（案）をご覧ください。事務の委託の内容といたしましては、管理及び執行の方法は、朝霞市の条例、規則によるものとしており、経費は全て、朝霞市の負担となりますが、下水道使用料及び区域外流入分担金は、新座市分も含め朝霞市の収入になるものでございます。

次に、「5 朝霞駐屯地の建築物及び排水量」をご覧ください。こちらの表は、朝霞駐屯地から排水される新座市と朝霞市の排水量でございます。通常の排水量は、2市の合計で1日567.2立法メートルを見込んでおります。最大排水量につきましては、実績最大排水量の約2割増しで計画しており、1日1,451.3立法メートルでございます。

最後に、「6 今後のスケジュール」をご覧ください。

新座市、朝霞市とも本年9月議会の議決を経た後、下水の処理に関する事務の委託について、資料4ページの規約（案）のとおり、協議してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

[平成30年7月2日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件も7月2日に行われた政策調整会議において審議し、その主な質疑と結果について報告する。

排水量は分かるようになっているのか。さらに使用料の収入と支出する部分と、その差額はどれくらいかとの質問に、水量は排水メーターで管理している。駐屯地からの使用料収入に対し、県に維持管理負担金を支払うが、2ヶ月に1回新座市分も含め200万円程度の収入が見込まれる。

和光市と練馬区はそれぞれに処理するというかとの質問に、そうである。

駐屯地の浄化槽は、和光市側にあるが、今後は、朝霞市側に浄化槽を設けて流すようにするのかとの質問に、浄化槽は元々、和光市側にあるが、公共下水道に切り替えた時に撤去する。和光市にある調整槽から直接、朝霞市側に流す。

調整槽から分流地点まで駐屯地が行うということよいかとの質問に、工事は駐屯地が行う。

市の下水道に影響を及ぼす可能性はあるかに対し20%の余裕をもって負荷を計算しているため、問題はない。

依頼する側と受ける側が、議案同時期に提出することは問題ないかとの質問に、問題ないと確認している。

区域外流入は、行政間では初めてかとの質問に、2回目になる。以前、膝折町2丁目で新座市の開発行為を行った新座の住民が、新座の水道を使って朝霞の下水道に排水するということがあった。

議案としては、前回は、朝霞市の公の施設を新座市に使わせるための議決で、今回は、建物があっても新座市に住んでいないので、事務の委託のための議決である。

仲町中継ポンプ場のチェックは済ませているのかに対し、朝霞駐屯地から仲町中継ポンプ場までのルートの間で余裕をみて、朝霞駐屯地の排水量を決めている。また、朝霞駐屯地の排水量は、仲町中継ポンプ場の能力を超えないため、仲町中継ポンプ場の揚水能力は確保できる。

自治体と自衛隊との関係で、他の事例はあるかに対し、練馬区は区域外流入ではないが、朝霞と新座と和光は区域外になっており、区域外流入の手続きをしなければならない。

駐屯地が市街化調整区域で、流入を受け入れていないところはあるかとの質問に、大宮駐屯地は、市街化区域なので直接つないでいる。埼玉県全体の計画に入っており県としても、高度排水処理をして河川に合流になるので、通常の浄化槽よりもはるかに、水質保全につながるので、区域外流入を認めている。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

[質疑等]

(富岡市長)

和光市は、量が少ないから調整槽は作らないのか。

(担当課 2 : 田中下水道課長)

そのとおりです。

(富岡市長)

1日567立法メートルを調整しながら流すということか。

(担当課 2 : 田中下水道課長)

計画上567立法メートル、最大1,451立法メートルを調整層槽を使い時間差で流します。通常の排水量の少ない午前11時から翌午前5時までの18時間を目途に排出します。

(富岡市長)

どこに接続するのか、また工事は駐屯地側で行うのか。

(担当課 2 : 田中下水道課長)

図面上の流入地点に接続します。工事は駐屯地が行います。

[結果]

提案のとおり、決定する。

**【議題】**

- 3 朝霞市指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)について

[説明]

(担当課 3 : 望月長寿はつらつ課主幹)

朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)につきまして、ご説明いたします。

お配りしております、資料の概要の2の(1)にありますとおり、この条例は、ケアマネジャーが行う事業についての人員及び運営に関する基準等を定める条例案でございます。

はじめに、本条例の制定理由でございますが、政策調整会議でご指摘がありましたとおり、従来、都道府県等が行うこととされておりました、居宅介護支援事業者の指定等につきましては、平成26年6月に制定されました「地域における医療及び介護の総



合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、地域包括ケアシステム構築の一環として介護保険法が改正され、保険者機能の強化という観点から、指定居宅介護支援事業者の指定等につきましては、平成30年4月1日より、市町村が行うこととなりました。

平成30年度につきましては、都道府県の条例を市区町村の条例とみなす、1年間の猶予規定がございましたが、平成30年1月に改正された省令が本年10月からの実施を規定した内容が盛り込まれことから、本市の条例につきましては、本年9月議会での制定を目指すこととしたものでございます。

次に条例の主な内容です。条例案をご覧ください。

第1章の総則として、第1条から4条では、本事業を運営するにあたっての基本方針等を定めており、第3条第4項においては、県条例に規定の無い、障害者の相談支援事業所であり、指定特定相談支援事業者との連携に努めることを、第4条では、指定居宅介護支援事業者は、法人であることを規定しております。

次に第2章の人員に関する基準ですが、第5条では、常勤のケアマネジャーは利用者35人までに対し1人以上の設置をすることなどを、第6条では、管理者については、主任ケアマネジャーの設置を義務付けておりますが、3年間の猶予規定を附則に定めております。

第3章では運営に関する基準が定められており、

第7条から14条におきましては、指定居宅介護支援の提供に関し、その内容及び手続きの説明や、同意のあり方、要介護認定の申請に係る援助や利用料等の受領などについて規定しております。

第15条では、要介護状態の軽減又は悪化防止に資することなどの、指定居宅介護支援の基本取扱方針を定め、第16条におきましては、ケアマネジャーが行うケアプラン作成に係ることについて、30号にわたり具体的な取扱方針を定めております。

この中の第20号に、省令改正により本年10月より実施となります、訪問介護については、厚生労働大臣が定める回数以上を位置づける場合のケアプランについて、当該ケアプランを、ケアマネジャーは市に届け出ることの規定をしております。

第17条から19条では、給付管理に係る文書の提出や、利用者に対するケアプラン等の交付についてなどを規定しており、第20条から32条では、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保のほか、秘密保持、苦情処理や事故発生時の対応、会計区分、記録の整備などを規定しております。

なお、第32条の2項に規定する記録の保存年限につきましては、県条例では2年となっておりますが、介護報酬の過払いにおける返還請求に関しては消滅時効にあわせて5年間とし、附則に、その猶予規定として平成31年4月1日以降に完結した記録から対象としております。

この条例につきましては公布の日から施行する予定です。

説明は以上でございます。

[平成30年7月9日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は7月9日に行われた政策調整会議において審議し、その主な質疑と結果について報告する。

概要の2-(3)にある埼玉県条例と変えた理由はとの質問に、①は、介護保険法と障害者総合支援法の改正があり、障害者の相談事業所に所属する高齢者の方は、これまで、介護保険のケアマネジャーと相談をしてサービスを利用しなけりばならなかつたが、65歳になつた障害者が引き続き所属しているサービス事業所のケアマネジャーを継続的にできるよう改正されたことから変更した。

②について、今年10月1日から適用になる項目で、ホームヘルプの回数を多く行つている事業者の回数を一定程度に制限するもので、県条例にない内容である。

③は、県条例では、介護保険の請求が2年間の時効により2年保存としていたが、公債権の観点から5年間保存とする変更を行うこととした。

④の附則は、現在進行中のものは2年の保存でよく、平成31年4月1日以降に発生したものについては5年間記録を残すという規定になる。

県内市町村は、9月議会での提出になるのかとの質問に、3月議会で、提出しているところもあるが、本市のような対応をしているところもある。

保存年限を5年に延長する理由は、利用者と事業者の私債権や市との公債権管理のことだけかとの質問に、5年間保存しておかないと当時の給付サービスが妥当であつたか不明になってしまうので、記録していくことを考へている。介護保険請求の時効に合わせて5年としている。

保存年限と猶予期間は、朝霞独自の年数ではなく近隣市も同様かとの質問に、新座市は2年間だが、5年にしている市町村が多いと確認している。

第7条の同意は、意思表示だけか文書もらうのか。また、様式類は、規定しなくてよいのかとの質問に、同意には書面を提出してもらっている。様式は、国や県が標準様式により対応する。

制定理由に法改正の経緯は含まれていないのかとの質問に、平成26年に改正された介護保険法に基づき、本年4月に県から市へ権限移譲となつたという趣旨は踏まえたものとなっているが、法改正の経緯等を概要の中で修正する。

これらの結果、一部概要等の修正をし、原案のとおり、庁議に諮ることとなつた。

[質疑等]

(富岡市長)

埼玉県条例と変えた①、②について、新座市、和光市、志木市も同様の変更を行つたのか。

(担当課3：目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

3市とも、同様の変更を行っている。

[結果]

提案のとおり、決定する。

【閉会】